

第六次国有林野施業実施計画書

第三次変更計画

(中部山岳森林計画区)

[変更年月]

第一次変更	令和 4 年 3 月
第二次変更	令和 6 年 3 月
第三次変更	令和 7 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

I 変更事由	1
・ 治山に関する事項について	
II 変更事項	
4 治山に関する事項	2

中部山岳森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第三次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

・ 治山に関する事項について

治山事業の保全施設の整備の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位：保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計画量
大川沢、小合沢、岩小屋沢、扇沢、不動沢、芦間川、合戦沢、白川上流、橋戸沢、白沢、六百、又白、焼岳、前川、湯川、黒川下流、大寄合沢、横川	保全施設	溪 間 工	18
不動沢、糠沢、奈良井坊主岳、橋戸沢、長堀、六百、西穂、焼岳、中ノ湯、霞沢、坂巻、黒川下流、北股、浦川、横川	保全施設	山 腹 工	15
中部山岳森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	355.27
合 計	保全施設	溪 間 工	18
		山 腹 工	15
	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	355.27

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。